

# 有機溶剤の法定表示

見やすい場所に掲示し、従業員への周知徹底

## ①取扱い上の注意事項（平成 27 年 1 月 1 日変更）

### <改正後の提示の例>

<p><b>一 有機溶剤等使用の注意事項</b>          有機溶剤の人体に及ぼす作用          主な症状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 頭痛</li> <li>(2) けん怠感</li> <li>(3) めまい</li> <li>(4) 貧血</li> <li>(5) 肝臓障害</li> </ul>	<p><b>二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 有機溶剤を入れた容器で使用 でないものには、必ず、ふたを すること</li> <li>(2) 当日の作業に直接必要のある量 以外の有機溶剤等を作業場内へ 持ち込まないこと</li> <li>(3) できるだけ風上で作業を行い、 有機溶剤の蒸気の吸入をさける こと</li> <li>(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に ふれないよう（こぼれない）こと</li> </ul>	<p><b>三 有機溶剤による中毒が発生したときの 応急処置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中毒にかかった者を直ちに通風 のよい場所に移し、速やかに 衛生管理者その他の衛生管理 を担当する者に連絡すること</li> <li>(2) 中毒にかかった者を横向きに 寝かせ、できるだけ気道を確 保した状態で身体の保温に努め ること</li> <li>(3) 中毒にかかった者が意識を 失っている場合は、消防機関へ の通報を行うこと</li> <li>(4) 中毒にかかった者の呼吸が 止まった場合や正常でない場合 は、速やかに仰向きにして 心肺蘇生を行うこと</li> </ul>
---	---	---

※早期に修正または差し替える。傍線部は変更箇所。

## ②作業主任者

### ●作業主任者の職務と氏名の表示

### 有機溶剤 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること
3. 保護具の使用状況を監視すること
4. タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること

作業主任者 氏名	
-------------	--

## ③有機溶剤等の区分

### ●有機溶剤等の区分の表示（色分け）

第一種有機溶剤等	第二種有機溶剤等	第三種有機溶剤等
----------	----------	----------

第一種（赤） 第二種（黄） 第三種（青）